

いじめ対策の強化を求める意見書（案）

令和5年度における小・中・高等学校や特別支援学校におけるいじめの認知件数は、約73万件、重大事態の件数は1,306件であり、過去最多を更新した。表面化しているものだけでなく、潜在化しているいじめもあると考えられる。

被害者や保護者の訴えにもかかわらず、学校側がいじめの状況を十分に把握しようとしなかった事案や、政府の「ギガスクール構想」によって生徒に配布されたタブレット端末を利用した、いわゆる「ネットいじめ」の発生など、いじめ事案は後を絶たない。

「いじめ防止対策推進法」やそれに基づく文部科学大臣の「いじめの防止等のための基本的な方針」等においては、複数の教職員が参加する「学校いじめ対策組織」がいじめの認定を行った上で被害者を守り抜くこと、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのための年間の学校教育活動全体を通じた「学校いじめ防止プログラム」の策定等を定めているが、個別事案の複雑化により十分な取り組みができていない状況であると言わざるを得ない。

よって、国においては、子どもたちが安全に安心して過ごすことができる環境の整備のため、下記の内容への対応を早急に進めるよう強く要望する。

記

- 1 いじめの重大事態への対処については、教育委員会や学校が文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づく適切な対応を行うよう指導すること。
- 2 いじめ防止対策推進法が求める対策の徹底強化、教育委員会の取組責任の確立、日常的な学校、児童相談所、警察及び人権擁護機関（法務局）の連携強化を推進するとともに、きめ細やかな指導が行えるよう、教員定数の充実及びICT指導員などの人員確保のための予算拡充を迅速に行うこと。
- 3 ICTリテラシー教育と同時に、ネットいじめの防止策などを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日